

川崎市就学奨励規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、児童生徒の就学を奨励することを目的とする。

(援助費の支給)

第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内において援助費を支給する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条に規定する教育扶助を受けている者については、当該扶助等に該当する援助費は支給しない。

2 援助費の支給対象期間は、原則として委員会が認定の決定をした日から当該日が属する学年の末日までとする。

(支給を受ける資格)

第3条 援助費の支給を受けることのできる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 川崎市に居住し、児童生徒が市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在学する保護者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 法第6条第2項に規定する要保護者

イ 委員会が、アに規定する者に準じると認める者

(2) 前号に掲げる者のほか、委員会が特に認める者

(支給の申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「受給希望者」という。）は、就学援助費申請書を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、校長は、援助費の支給が必要と認めるときは、受給希望者に係る世帯票を作成し、委員会に報告しなければならない。

(支給対象者の認定)

第5条 委員会は、世帯票に基づき支給対象者を認定し、その結果を校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の結果を受給希望者に知らせなければならない。

3 支給対象者は、援助費の請求、受領及び返納を校長に委任するものとする。

(援助費の支給方法)

第6条 校長は、前条により認定された支給対象者について、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。

2 委員会は、前項の請求書に基づき援助費を校長に交付するものとする。

3 校長は、交付された援助費を支給対象者へ支給するときには、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。

(援助費の交付停止等)

第7条 委員会は、支給対象者が次の各号の一に該当する場合は、校長に対し援助費の交付を停止し、又は返納を請求するものとする。

(1) 支給対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 支給を必要としない事情が生じたとき。

(3) その他委員会が支給を不相当と認めたとき。

2 校長は、前項の規定により援助費の支給を停止し、又は返納を請求するときは、支給対象者に通知しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(川崎市就学奨励規則の廃止)

2 川崎市就学奨励規則(昭和26年川崎市教育委員会規則第22号)は、廃止する。

附則(平成19年9月25日教委規則第15号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。